

2.地域協議会（仮称）の位置づけ等

2.1 地域協議会（仮称）の位置づけ

地域協議会は、淀川河川公園全体に関わる多様な主体の参加と連携を図る取り組みの一環として設置するものです。

利用者や利用団体、地域住民、学識経験者、地元自治体等淀川河川公園に関わる多様な主体に参加を呼びかけ、整備及び管理運営に関する様々な意見を聴き、地区ごとの特性に応じた計画の検討や整備及び管理運営を行うための協議を行います。

来年度以降設置する「全体協議会（仮称）」と連携を図りながら、淀川河川公園における多様な主体の参加と連携を充実させていきます。

全体協議会（仮称）

淀川河川公園基本計画の方針や計画内容、ゾーニング計画の実現に向けた整備及び管理運営が適切に行われているかどうかの点検を行う。

代表者が出席 基本計画との整合を点検

地域協議会（仮称）

地区ごとの特性に応じた計画の検討や整備及び管理運営を行うための協議を行う。

全域が広いため、4ブロックに分割して開催

上流域 地域協議会(仮称)	中流右岸域 地域協議会(仮称)	中流左岸域 地域協議会(仮称)	下流域 地域協議会(仮称)
対象地域： 八幡市、大山崎町、 島本町域	対象地域： 高槻市、摂津市域	対象地域： 枚方市、寝屋川市、 守口市域	対象地域： 大阪市旭区、都島 区、北区、福島区、 東淀川区、淀川区 域

参考：淀川河川公園基本計画（抜粋）

・淀川河川公園基本計画改定にあたって

・整備及び管理運営の基本方針

・整備及び管理運営計画

1. 整備計画

2. 管理

(1) 各ゾーンにおける管理運営の目的と内容

(2) 自然環境の保全・再生や淀川らしい利用のための管理運営

(3) 多様な主体の参加と連携を図るための仕組みづくり

整備及び管理運営において、利用者や利用団体、地域住民、学識経験者、地元自治体等淀川河川公園に関わる多様な主体の参加を求め、相互の信頼関係に基づいた連携を図る。

この一環として、地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるとともに、淀川河川公園の利用に関する様々な意見を反映するため、多様な主体からなる開かれた地域協議会（仮称）を設置し、地区ごとの特性に応じた計画の検討や整備及び管理運営を行うための協議を行う。

また、本基本計画の方針や計画内容、ゾーニング計画などの実現に向けた整備及び管理運営が適切に行われているかどうかの点検を行うため、地域協議会（仮称）の代表、学識経験者、管理者などからなる全体協議会（仮称）を設置する。